

第5章 高等教育の充実

総論

グローバル化や少子高齢化の進展に加えて、Society5.0の実現に向け大きな産業構造、社会構造の変化が予測される中、我が国は持続可能で活力ある社会を目指していかなければなりません。そうした中で、高等教育は、人材育成や新たな知の創造を通じて、我が国の社会や経済を支えることのみならず、人類の普遍の価値を生み出し、世界が直面する課題の解決に貢献するという使命を有しています。この使命を認識し、国民や社会からの期待に応える改革を主体的に実行していく必要があります。

文部科学省は、中央教育審議会や教育未来創造会議等における議論を踏まえ、高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する専門職大学等の振興、高等専門学校や専門学校の充実など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、子供たちが経済的事情により進学を断念することのないよう、授業料等減免や奨学金制度の充実などの修学支援に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

Things)、ビッグデータ、人工知能などの「第4次産業革命」のイノベーションを社会実装するSociety 5.0の実現は、これまでの産業構造、就業構造、更には人々の生活を一変させる可能性がある指摘されるなど、将来を予測することが困難な変化の激しい時代へ突入しています。加えて、我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口は、平成4年の約205万人をピークに令和4年には約112万人まで減少し、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計(出生中位(死亡中位)仮定)では、23年には79万人に減少すると推計されています。

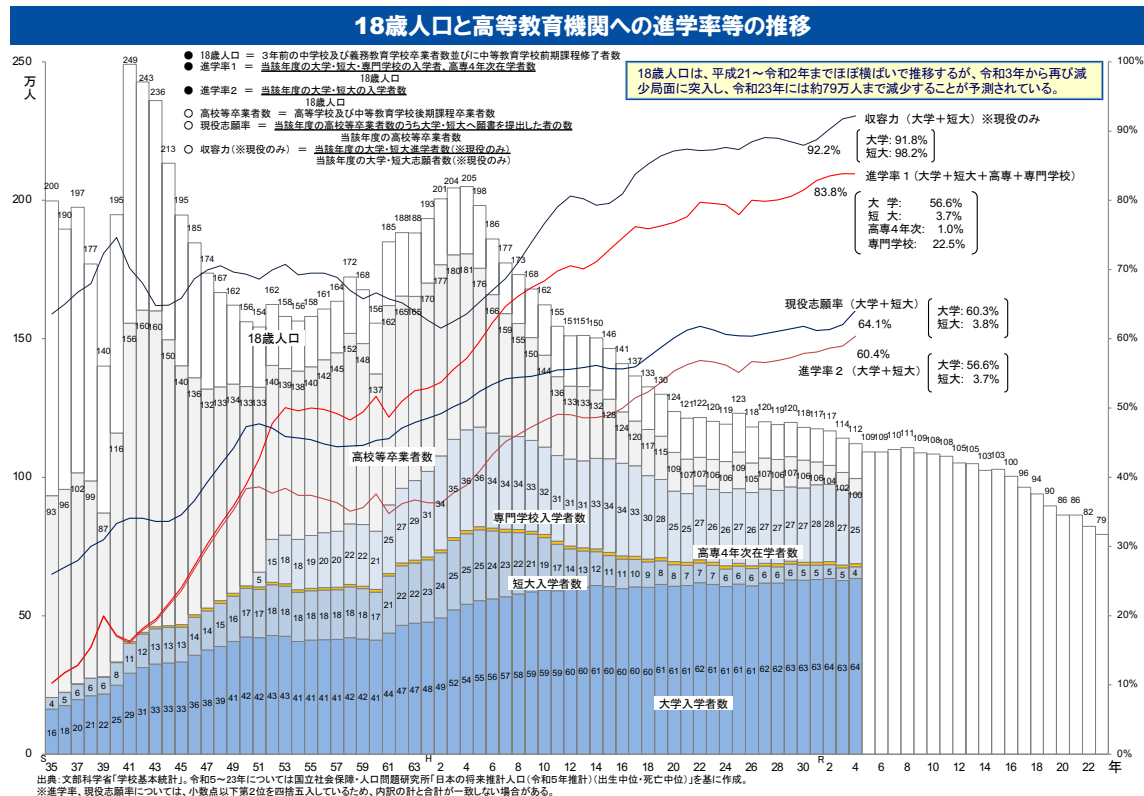
第1節 高等教育施策の動向

1 大学改革の基本的方向性

我が国の社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのない速度で大きな変化が進行しています。IoT (Internet of

図表 2-5-1

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



しかし、人口動態統計速報によれば令和4年の出生数は80万人を切り、当初の推計をはるかに上回るスピードで18歳人口が減少しています。一方、経済開発協力機構(OECD)の調査によると、元年の我が国

の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は50.8%であり、OECD平均と同水準です。さらに、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は74.1%であり、OECD平均の57%を上回っています。

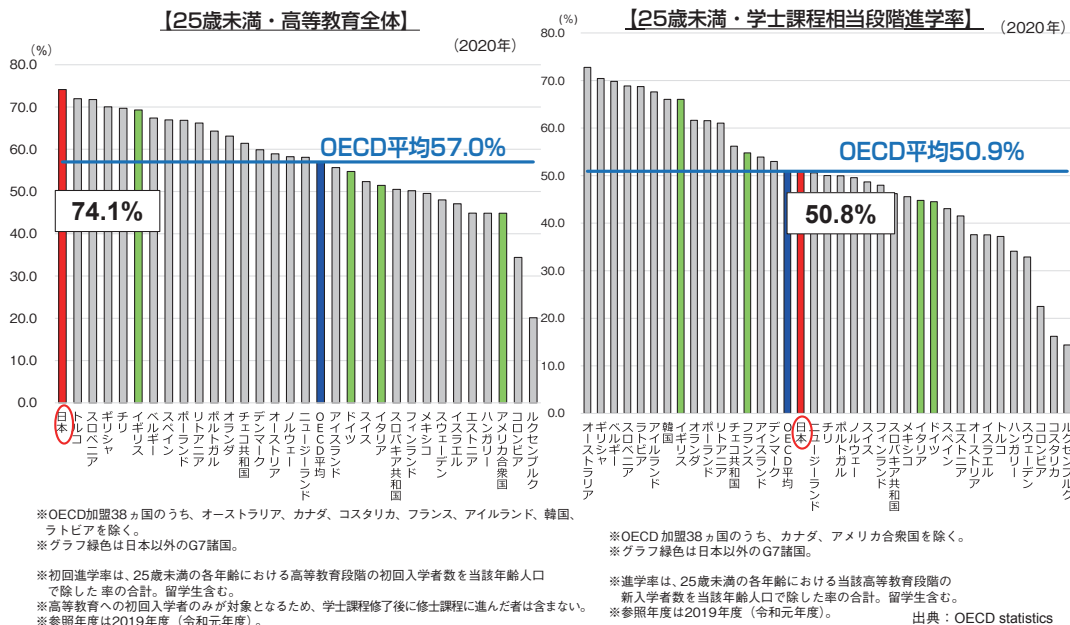
図表 2-5-2

高等教育段階における進学率

高等教育段階における進学率

短期大学、専門学校等を含めた高等教育機関全体への初回進学率は、OECD平均の57%に対して、日本は約74%。

日本の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は約51%であり、OECD平均の約51%と同水準。



こうした中で、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）は、将来を見据えた我が国の高等教育が目指すべき姿として、高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行うことなどを掲げて、「学修者本位の教育の実現」を謳っています。これらを踏まえて、専攻分野の専門性を有するだけでなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ自主的・自律的に考え、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。また、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議）では、我が国の人材育成を取り巻く課題として、デジタル人材やグリーン人材の不足、諸外国との比較における理工系学部進学者の少なさ、世帯収入が少ないほど大学進学を希望する率が低い実態などが指摘されており、こうした課題への方策として、成長分野への学部再編等促進をはじめとする大学等の機能強化や、修学に係る経済的負担軽減策の充実などが提言されています。

2 令和4年度の大学改革の動向

令和4年3月18日に中央教育審議会大学分科会質保証システム部会で「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」が取りまとめられ、国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが提言されました。これを踏まえ、多様な教員のもとで多様な

学生が学ぶキャンパス、多様で柔軟な教育プログラム、柔軟なガバナンスの実現のため、大学設置基準等の改正を行い、新たに基幹教員制度を設けるなどより客観性のある分かりやすい基準とするとともに、教育課程等に係る特例制度を新設するなど、大学等の先導性・先進性が確保されるようにし、一層多様で質の高い大学教育の機会の充実に努めています。また、5年2月24日には中央教育審議会大学分科会において「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」が取りまとめられ、主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進方策、「出口における質保証」の充実・強化の方向性、極めて急速な少子化の進行による大学の経営環境の悪化を見据えた「学生保護の仕組みの整備」の検討の方向性が示されました。これを踏まえ、「学修者本位の教育の実現」や学生の学びの機会の確保に一層取り組んでいく必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタルトランスフォーメーション（DX）の大きな進展等も踏まえ、知識基盤社会が一層進展するこれからの時代において、「大学力は国力そのもの」という認識の下、人材育成とイノベーション創出の基盤として社会の期待に応える大学改革を推進するとともに、改革に積極的に取り組む大学を強力に支援することによって、大学教育の充実を図っていきます。

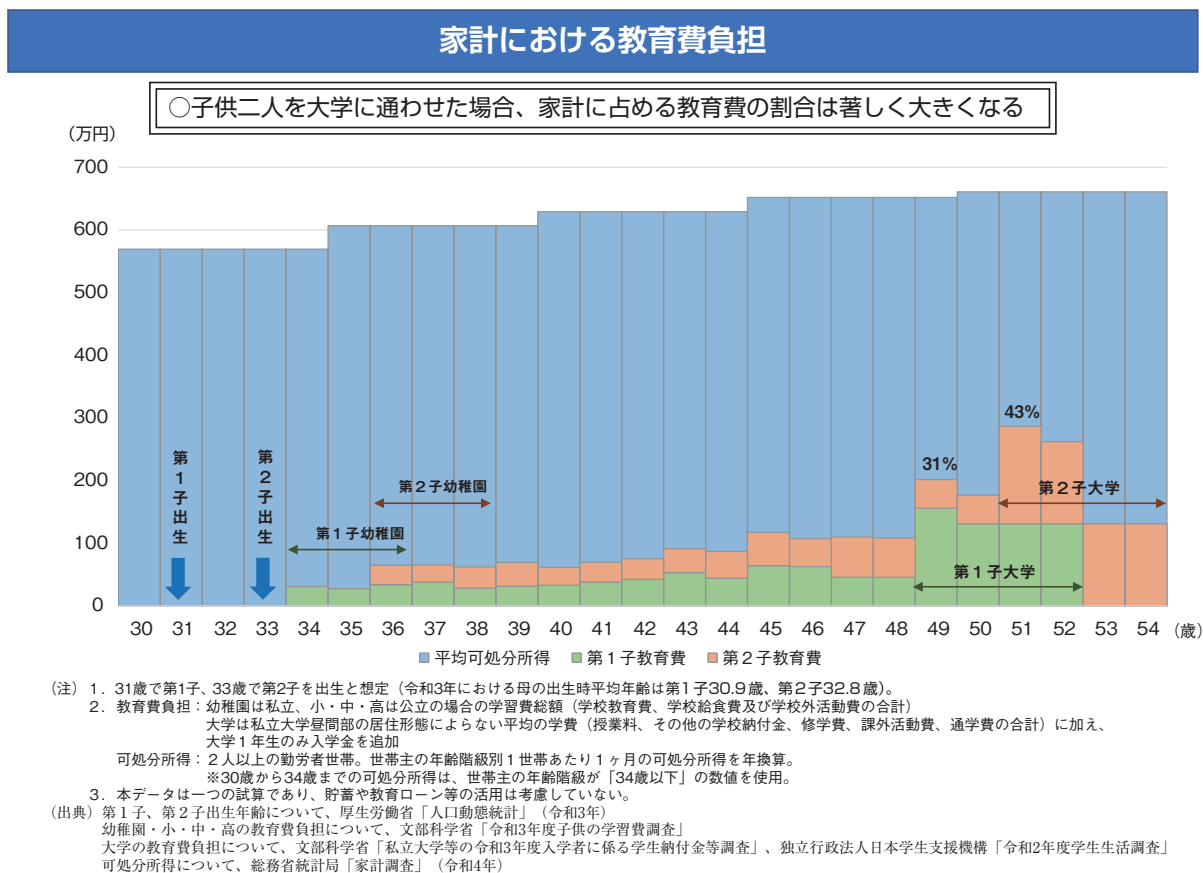
学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

1 高等教育機関へのアクセスの確保

(1) 高等教育費に係る家計支出

最も学生数の多い私立大学に子供二人が通っている場合の家計を例に、平均的なデータを用いて教育費負担を推計すると、勤労世帯の可処分所得のうち最大2分の1近くを教育費が占めており、大学の教育費負担が大きいことが分かります。

図表 2-5-3 家計における教育費負担



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して高等教育を受けることができるよう、経済的支援を充実させることが重要です。

(2) 高等教育の修学支援の確実な実施

① 高等教育の修学支援新制度

経済状況が困難な家庭の子供ほど、高等教育機関への進学率が低い状況にあることを踏まえ、真に支援が必要な世帯の子供た

ちに対し、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を令和2年4月から実施し、4年度には約34万人に支援を行いました。対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、支援額は世帯年収等によって異なります（図表2-5-4）。

支援対象となる学生等については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認しま

す。他方、大学等への進学後は、学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

また、社会で自立し活躍できる、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成できる

大学等を支援措置の対象とするため、大学等にも一定の要件を満たすことを求めることとしています。

さらに、支援を必要とする者に情報が行き届くよう、政府広報の活用を含めた広報・周知を実施しています。

図表 2-5-4 高等教育の修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※
 給付型奨学金 2,601億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,764億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生約35万円、自宅外生約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生約21万円、自宅外生約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生約46万円、自宅外生約91万円
私立 高等専門学校	自宅生約32万円、自宅外生約52万円

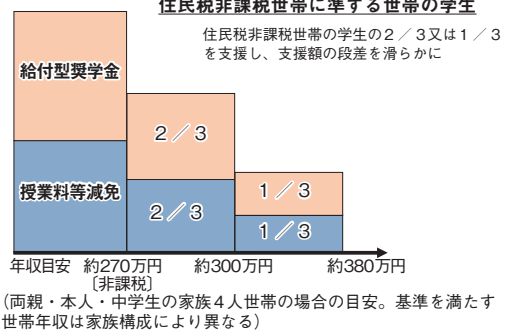
授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

②貸与型奨学金事業

無利子奨学金については、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施しており、令和4年度の貸与人員は約51万人、事業費総額は約2,949億円となっています。

貸与型奨学金事業全体の貸与人員は約123万人、事業費総額は約9,147億円となっています。

(令和4年度予算)

区 分	貸与人員	事業費総額
	(人)	(百万円)
無利子奨学金	505,157	294,858
大 学	377,256	209,143
大 学 院	47,909	42,514
高 等 専 門 学 校	1,741	643
専修学校専門課程	78,203	42,554
通 信 教 育	48	4
有利子奨学金	724,939	619,823
大 学	546,735	466,243
大 学 院	5,668	4,859
高 等 専 門 学 校	326	276
専修学校専門課程	169,691	133,041
海 外 留 学 分	2,519	2,376
入 学 時 増 額 分	(34,564)	13,028
合 計	1,230,096	914,680

(注)・入学時増額分の貸与人員については内数である。

有利子奨学金は在学中には利子が課されず、卒業後にそれまでの貸与額に対して利子（令和5年3月貸与終了者においては利率固定方式で年0.905％、利率見直し方式で今後5年間は年0.300％）が課されます。このほか、家計支持者の失業や被災などによって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」、「応急採用奨学金（有利子）」の申込みを随時受け付けています。

日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。日本学生支援機構の貸与型奨学金事業は、卒業した学生等からの返還金を次の世代の学生等に貸与しており、返還金の回収は事業を確実に実施する観点から重要です。日本学生支援機構は、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制をさらに充実するなどしています。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な方には、返還期限を猶予する制度や毎月の返還の負担を軽減する減額返還制度などによってきめ細かく対応しています。奨学金の返還に際しては、長期に

わたって延滞に陥らないことが重要です。日本学生支援機構は、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、貸与型奨学金を受ける前の高校段階の生徒及び大学等に在学する学生等に対し、資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するなど、これらを活用した延滞の防止・解消に努めています。

また上記以外にも、地方公共団体において、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やUIJターンを促すため、36都府県615市区町村（令和4年6月時点）で地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組を実施しています。返還の負担軽減につながるこの取組についても、日本学生支援機構では、積極的に情報発信を行っています。

さらに、各企業においてもこれまで独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全額を支給して返還を支援する取組が行われてきましたが、令和3年4月から日本学生支援機構において、企業からの直接送金を受け付けており、企業による返還支援を促すことで、返還の負担軽減につなげてい

きます。

③新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている学生等への支援

文部科学省では、これまで新型コロナウイルス感染症等により経済的な影響を受けている学生等への対応として、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策^{*1}を取りまとめ、継続的に支援を行ってきました。具体的には、家計が急変した世帯の学生等に対しては、高等教育の修学支援新制度や、貸与型奨学金により随時支援を行ってきたほか、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対しては、「緊急特別無利子貸与型奨学金」による支援を行ってきたところです。

さらに、入学金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、各大学等において納付時期の猶予、減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をしていただくよう、各大学等をお願いするとともに、困難や不安を抱える学生等への対応について、各大学等に対し、相談体制の整備や専門家との連携、支援策の丁寧な周知等により、学生等に寄り添ったきめ細かな対応をしていただくようお願いしています。

(3) 各大学等における授業料減免事業への支援

文部科学省は、各大学等がそれぞれの方針に基づき実施する授業料減免事業について、国立大学法人運営費交付金などを通じた支援を行っています。また、公立大学については地方財政措置が講じられています。

(4) 大学院学生の経済的支援の拡充

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(3年3月26日

閣議決定)における目標達成に向けて、特に博士後期課程学生の支援の充実を政府全体で進めることとしています。文部科学省では、特別研究員事業(DC)や日本学生支援機構の貸与型奨学金事業における業績優秀者返還免除に取り組むとともに、各大学における授業料減免や学内奨学金、RA(リサーチ・アシスタント)^{*2}制度等、多様な財源を活用した経済的支援策の促進を行っています。

これらに加え、大学ファンドによる博士後期課程学生への支援開始に先駆けて令和3年度に開始した、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパス整備を一体として行う大学への支援などにより、4年度には合計で新たに約8,800人規模の博士後期課程学生への経済的支援を実現し、引き続き支援の拡充を図っているところです。

(5) 奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、日本学生支援機構のほか地方公共団体、大学や企業などによって、多様な形態で幅広く実施されています。令和元年度の日本学生支援機構の調査によると、約3,800の奨学団体等が、約23万人の奨学生に対して、総額で約872億円を支給しています。なお、一定の奨学団体に対する寄附金には、税制措置が講じられています。

2 学生等の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

(1) 学生等の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。令和4年度の大学の学部卒業者の就職率は前年度同期比1.5ポイント上昇の97.3%となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去最高値である98.0%に近い水

^{*1} 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

^{*2} RA(リサーチ・アシスタント)：大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

準まで改善してきているところです。文部科学省では引き続き、大学等や関係府省とも連携し、経済団体等に対して卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒

業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすることなどの要請を行っているところです。

図表 2-5-6

令和4年度大学等卒業者の就職状況（令和5年4月1日現在）

(令和5年4月1日現在)

区 分	就職希望率	就職率
大 学	75.1% (▲ 1.0)	97.3% (1.5)
うち 国公立	56.0% (▲ 0.8)	97.4% (1.3)
私 立	84.5% (▲ 1.2)	97.2% (1.6)
短期大学	81.0% (2.0)	98.1% (0.3)
高等専門学校	59.3% (5.3)	99.2% (0.1)
計	74.5% (▲ 0.4)	97.5% (1.4)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。

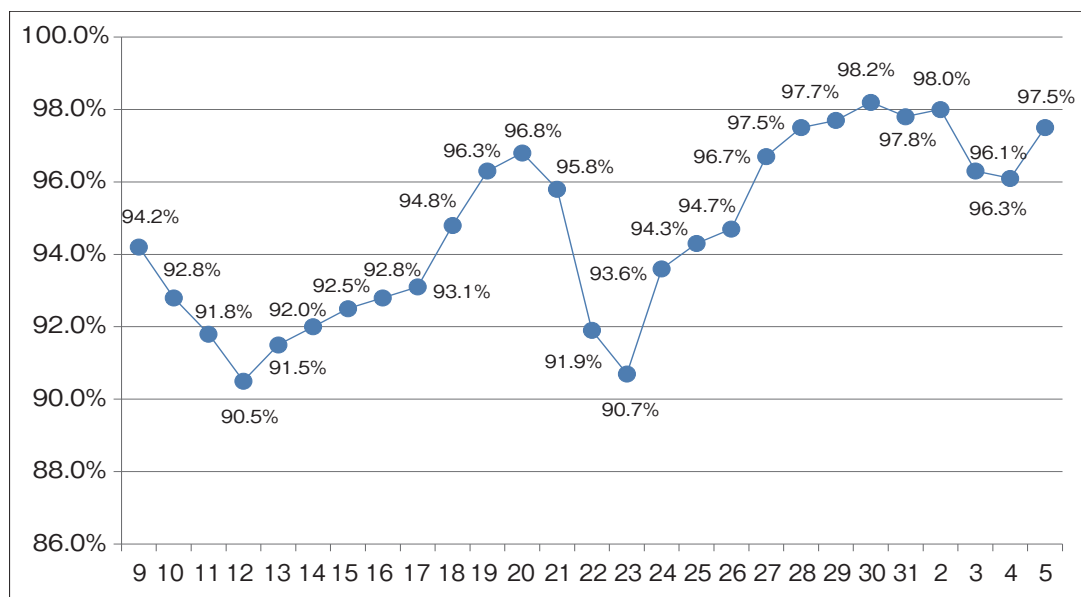
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。

2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査（文部科学省、厚生労働省調べ）

図表 2-5-7

就職率の推移



(注) 数値は各年4月1日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査（文部科学省、厚生労働省調べ）

また、文部科学省は、厚生労働省と連携して、就職を希望する一人でも多くの学生等が卒業までに就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実も図っています。

大学生等の就職・採用活動の開始時期に

ついては、平成30年10月から政府において、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を毎年開催し、当該年度の学部2年生を対象とした「卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」を取りまとめ、経済団体・業界団体を通じて各企業に対し要請しているところです。

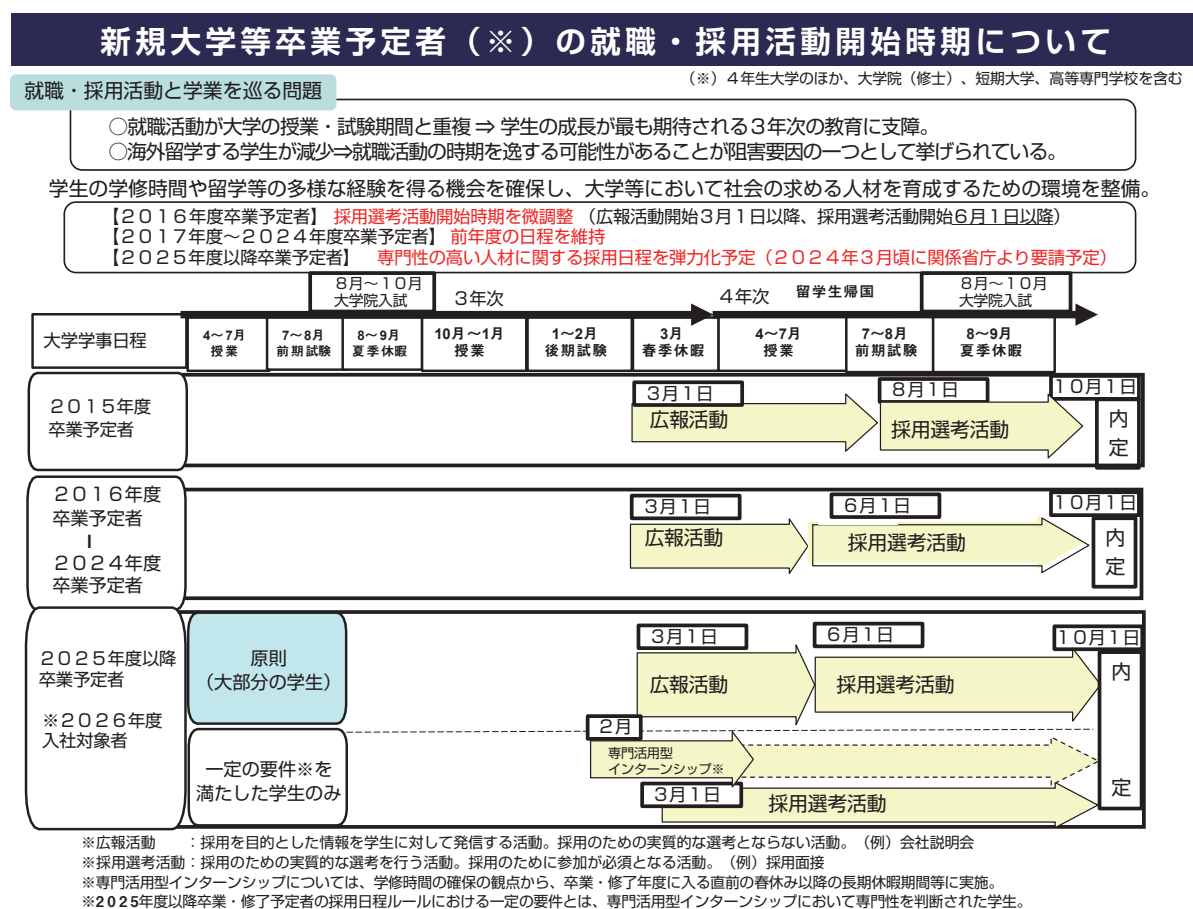
現在、令和6年度卒業・修了予定者までの就職・採用活動の開始時期を決定しており、会社説明会などの広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用面接などの採用選考活動開始は卒業・修了年度の6月1日以降、内定は10月1日以降として日程の遵守を求めています。

また、令和7年度卒業・修了予定者以降の就職・採用活動の開始時期については、6年度までのものを原則としつつ、専門性の高い人材に関しては一部弾力化します。

具体的には、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施する一定の要件を満たしたインターンシップ*3を通じて、専門性を判断された学生は、3月の広報活動開始以降であれば、6月より前の採用選考活動が可能となります。（正式には6年3月に関係府省から要請予定です。）

政府としては、今後も、学界及び経済界と連携しながら、大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めていきます。

図表 2-5-8 就活スケジュール



（2）大学等におけるインターンシップの推進

学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学や企業等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る正規の教育課程におけるインターンシップについて、グッドプラクティスとし

て文部科学大臣が表彰し、その成果を広く普及することを目的に「大学等におけるインターンシップの表彰制度」を実施しています。また、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及により、これらのことを文化として社会に定着させ、Society 5.0にふさわし

*3 実施期間が2週間以上であり、就業体験要件（半分を超える日数以上を就業体験とする）等を満たすものであり、企業は学生に求める学修成果水準等を事前に公表。

い雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図ることを目的として、大学院博士課程学生を対象とするジョブ型研究インターンシップの先行的・試行的実施を令和3年度から開始し、多様なキャリアパスの実現に向けて取組を進めています。

そして、令和4年12月、文部科学省主催で「インターンシップフォーラム～Society5.0を見据えたインターンシップのあり方を考える～」をオンラインで開催し、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進にあたっての基本的考え方、ジョブ型研究インターンシップや地域における産学官連携の取組について紹介するなど、より効果的なインターンシップを実施していくため、情報提供の横展開を進めています。

第3節

高等教育の更なる発展に向けて

1 大学教育の質保証・向上、大学の経営力の強化

科学技術の進歩やグローバル化の進展により今後も急速に変化してゆく社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用できるとともに、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材が求められます。大学教育の質が、そのような人材を育成することができるものであることを保証し、また、社会の変化に対応して向上してゆくものとするため、文部科学省では、以下のような取組を進めています。

(1) 教育の質保証と情報公表の促進

大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保

護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学等の設置などの認可申請を受けると、申請内容が「大学設置基準」などの法令に適合しているかどうかについて、学識経験者などから成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科などについては、届出による設置を可能としています。

大学や学部などが設置された後の質保証の方策として、文部科学省は、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について報告を求め、調査を実施しています（設置計画履行状況等調査）。調査の結果、特に課題が見られる場合は指摘事項を付し、公表することで大学等に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まず、設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合は、新たな認可申請をしても認可をしないなど、改善を促す仕組みを設けています。

認証評価制度は、「学校教育法」に基づいて、国公私の全ての大学等に対して、7年以内に1回（専門職大学院は5年以内に1回）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。本制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。令和5年3月現在で、15の認証評価機関^{*4}が認証評価を実施しています。

^{*4} 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm

また、学校教育法を元年5月に改正（2年4月施行）し、教育研究等の状況が認証評価機関の定める大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けるとともに、適合認定を受けられなかった大学等については、教育研究活動の状況について、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるものとすることとしました。これらのことにより、大学等における教育研究活動の改善を促す制度的な担保を設け、大学等における自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとしています。また、4年度に実施された認証評価については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、認証評価機関において、評価を受審する大学等が提出する自己点検評価書の提出の期限や方法等の変更や、実地での審査の日程等についても柔軟な措置を行うなど、大学等の状況に応じた弾力的な対応が行われています。

令和4年度は、大学153校、短期大学58校、高等専門学校2校、法科大学院11専攻、経営系専門職大学院3専攻、公共政策系専門職大学院1専攻、教職大学院9専攻、公衆衛生系専門職大学院1専攻、ビューティービジネス系専門職大学院1専攻、グローバル・コミュニケーション法務系専門職大学院1専攻、社会福祉系専門職大学院1専攻、産業技術系専門職大学院1専攻の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイト で公表されています。

平成29年度から、大学等においては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）から成る「三つの方針」を策定・公表することが義務付けられました。

大学教育の質保証・向上のためには、各大学等が、三つの方針に基づいて学生一人一人の能力を伸ばすための教育を組織的に行うとともに、実際に学生が成長している

かを適切に把握・可視化することで、教育の質を点検・評価し、常に見直してゆくという一連の取組、すなわち教学マネジメント（大学等がその教育目的を達成するために行う管理運営）を確立することが重要となります。

大学等におけるこのような取組を支援・促進するため、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会において、「教学マネジメント指針」（令和2年1月中央教育審議会大学分科会）が取りまとめられました。さらに、5年2月には、大学入学者選抜について、教学マネジメントの確立に当たって実施されることが必要な取組等の考え方を示した、「教学マネジメント指針（追補）」を取りまとめています。

また、大学等は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させることが求められています。平成23年4月から全ての大学等は「学校教育法施行規則」に基づき教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっています。また、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。

（2）デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する人材育成の推進

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の到来に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業の更なる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。

そこで、大学において、こうした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行ってきました。具体的には、大学の組織編成等を規定

する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直した柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

また、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する Society 5.0 においては、大量のデータを積極的に扱い、社会課題の解決に生かすことができる人材が不可欠で、そのための教育システムの構築が必要です。文部科学省としては、数理・データサイエンス・AI教育を推進するためのコンソーシアムを構築し、モデルカリキュラムの普及・展開や教材開発等の取組を推進するとともに、大学・高専が実施する数理・データサイエンス・AIに関する優れた教育プログラムを政府が認定する制度などを通じ、より質の高い教育をけん引していくことを目指しています。

さらに、デジタルやグリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、令和4年度第2次補正予算において措置された3,002億円の新たな基金により、機動的かつ継続的な支援を行うこととしています。

（3）大学院教育改革

文部科学省は、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会）^{*5}等を踏まえ、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来をけん引する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育の体質改善に取り組んでいます。

令和4年度は、中央教育審議会大学分科会大学院部会において「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性」（中間とりまとめ）^{*6}をとりまとめ、これを踏まえ、ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する事業として「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」^{*7}の実施に向けた準備を進めています。

また、平成30年度から、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程教育プログラムを構築することを支援する「卓越大学院プログラム」^{*8}を実施しています。

（4）国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

こうした国立大学の継続的・安定的な教育研究活動を支える基盤的経費である国立大学法人運営費交付金は、令和4年度予算において1兆786億円を計上しています。同年度から国立大学の第4期中期目標期間が始まるにあたり、配分に係る見直しを

^{*5} 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1412988.htm

^{*6} 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/mext_01176.html

^{*7} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/jinsya-network/index.html

^{*8} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm

図っており、各大学のミッションを実現・加速化するための支援を充実するとともに、改革インセンティブの一層の向上を図ることとしています。

また、令和2年2月から「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、国立大学法人のガバナンスの在り方や経営の自由度を高めるための規制緩和等について議論を行い、同年12月に最終とりまとめを公表いたしました。この最終とりまとめ等を踏まえ、3年5月に学長選考会議の権限の追加や監事の体制の強化、国立大学法人による出資の範囲の拡大等を内容とする国立大学法人法の一部改正を行いました。

さらに、第4期中期目標期間（令和4年～9年度）に向け、中期目標大綱の提示や評価指標の義務化などの新たな仕組みを導入したところです。

これに加え、人事給与マネジメント改革として、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の完全導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスアポイントメント制度等、様々な取組を総合的に促進していきます。

2 大学入学者選抜の改善

(1) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜は、高等学校教育と大学教育とを接続し、双方の改革の実効性を高める上で重要な役割を果たすものです。大学入学者選抜の改革においては、受験生の知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力等や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価していくことを目指しており、「大学入学共通テスト」と「個別選抜」を通じて、受験生のこれら学力の3要素を適切に把握し、大学入学段階で入学者に求める力を、多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換することとしています。

(2) 大学入学共通テスト

大学入試センター試験に代わり、令和3

年1月から大学入学共通テストを実施し、5年1月の試験では、約50万人が受験しました。共通テストは、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視するとともに、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等をもとに考察する場面、学習の過程を意識した場面の設定を重視した問題を出題することとしています。さらに試験実施後には、自己点検評価や第三者評価を実施し、その結果を踏まえ、更なる良問の作成に努めることとしています。

また、令和4年度の試験で生じた刺傷事件や不正行為等を受け、大学入学者選抜協議会において、安全対策や不正対策について整理を行い、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」に反映しました。その後も、不正行為の防止にあたり、受験生や関係者への注意喚起を行い、各大学において実施要項等に基づき試験が実施されました。

(3) 各大学の入学者選抜

各大学はこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、学力検査だけでなく、面接や調査書、小論文などの活用による評価尺度の多元化や、総合型選抜や学校推薦型選抜の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。

各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要であり、その際、各大学はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にすることが必要です。

なお、大学入学者選抜改革の一環として

準備を進めていた、「大学入試英語成績提供システム」や大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送り等の経緯を踏まえ、令和3年7月にとりまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言では、総合的な英語力評価や記述式問題の出題については、各大学の個別選抜で推進することが重要とされました。

また、各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）など、多様な背景を持った者を対象とする選抜の実施について、大学の取組が進むことを期待し、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」に新たに盛り込んでいます。

文部科学省では、こうした提言内容等を踏まえ、各大学の個別選抜について、好事例を認定・公表することにより、優れた取組の成果を積極的に普及するなど、各大学の様々な取組を後押しすることを通じて、大学、高等学校をはじめ、関係機関・団体とも連携しつつ、大学入学者選抜の改善を推進していきます。

（4）コロナ禍における大学入学者選抜

令和5年度大学入学者選抜においては、受験生が安心して試験に臨めるよう、4年度に引き続き事前に様々な措置を講じました。はじめに、共通テストについては、追試験を本試験の2週間後に設定の上、全都道府県に試験場を用意し、受験機会の確保措置を講じました。次に、各大学が実施する選抜については、オンラインによる面接等を取り入れた選抜を行うことや、追試験の設定等を各大学に要請（99%の大学が対応）し、受験機会の確保に努めました。また、オミクロン株の濃厚接触者の受験を可能とするとともに、国土交通省と連携し、当該受験者が感染対策を講じたタクシー等を利用することも可能とし、受験生の受験機会を確保しました。各大学には試験実施のガイドラインに基づいて感染対策の徹底を要請し、共通テストについては、大学入

試センターにおいて感染予防対策を講じて試験が実施されました。

3 地域に開かれた高等教育

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、平成25年度から高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC：Center of Community）になるよう、地域課題の解決に取り組む大学等を支援する「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」などを実施してきました。令和2年度からは従前の事業を発展させ、「地（知）の拠点」としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革に取り組むとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを提供することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」を実施しています。（4年度支援件数：4件〔参画する大学数：15〕）

また、今後18歳人口が全国的に大幅に減少すると見込まれる中、東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化や、地方大学の経営悪化による撤退等に伴う地域間での高等教育の修学機会の格差拡大が懸念されるため、平成30年6月に、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布されました。本法律においては、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度や地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて、特定地域（東京23区）内の大学等の学生の収容定員の抑制について規定されています。

さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）を踏まえ、令和2年10月に、地域の複数の高等教育機関と、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場である「地域連携プラット

フォーム」の構築を推進するためのガイドラインを策定・公表しました。また、3年2月に、地域の大学等が各々の強みや特色を生かしながら、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための「大学等連携推進法人」の認定制度を創設し、5年3月までに4件（計15大学）を認定しました。

また、国立大学における学部学生の定員については、抑制的に取り扱ってきていますが、このような中でも、地方公共団体、地元産業界、他の高等教育機関等を巻き込み、地域のニーズを的確に捉えつつ、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のために、令和3年度に、特例的な定員増を認める仕組みを創設しました。さらに、中央教育審議会大学分科会において地方創生に資する魅力ある地方大学を実現するための議論が重ねられ、同年12月に「これからの時代の地域における大学の在り方について―地方の活性化と地域の中核となる大学の実現―」が取りまとめられました。引き続き、関係省庁とも連携の上、地域にとってかけがえのない大学の実現に向けた取組を進めていきます。

第4節

グローバル人材育成と大学の国際化

1 高等教育の国際化の推進

社会や経済のグローバル化が進展する中で、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学への送り出しなどの留学生交流の推進、その基盤となる高等教育の国際通用性・競争力の向上、高等教育の国際展開など我が国の高等教育の国際化を総合的かつ戦略的に推進していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人留学生の数は、令和4年5月1日時点で前年より1万1,298人減の23万1,146人になっています。また、3年度の日本人留学生数は前年度比9,512人増の1万

999人でした（大学等が把握している日本人学生の海外留学状況を日本学生支援機構が調査）。

このようにコロナ禍で大きく停滞した国際的な学生交流を立て直すための今後の政策の方向性を示すべく令和4年7月に「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」を取りまとめました。ここでは、9年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復させることなどを目標に関連する政策を取りまとめています。

また、令和4年9月から、教育未来創造会議において「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」をテーマに議論が行われ5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」が取りまとめられました。並行して、文部科学省でも留学生交流の意義・目的、目指すべき方向性や戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域、分野などについて検討を行い、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を示しました。

2 双方向の留学生交流の推進

(1) 外国人留学生の受入れ

①外国人留学生に対する支援

国費外国人留学生制度は、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし教育・研究を行わせる制度として、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施しています。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和4年度は8,924人の国費外国人留学生を受け入れています（4年5月1日現在）。また、私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対しては、日本学生支援機構から奨学金を給付しています。さらに、「海外留学支援制度（協定受入型）」を設け、諸外国の大学から、我が国の大学に受け入れられる外国人留学

生の支援をしています。

②外国人留学生の就職支援

優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置し、日本留学サポート体制の充実を図っています。

また、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」や、当該事業により蓄積された成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を実施しています。このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

(2) 日本人留学生の送り出し

①海外留学支援制度

日本人学生等の国費による海外留学支援として、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、平成21年度から最先端的教育研究活動を行っている海外の大学院に派遣する「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」を開始し、また29年度から海外の学部へ派遣する「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を実施しています。

また、大学間交流の活性化や大学の国際化等に資する交換留学等を推進するため、平成21年度から「海外留学支援制度(協定派遣型)」を実施し、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援しています。

②トビタテ！留学 JAPAN

平成26年度から、官民が協力した海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日

本代表プログラム」を開始し、海外留学に係る経済的負担の軽減を図るなど、社会全体で若者の海外留学を促進してきました。令和5年度から、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージとして、これまでの事業の成果やノウハウ等を踏まえ、日本の未来を創るグローバルリーダーを輩出するための「新・日本代表プログラム」や、産業界、自治体等による留学支援の取組を可視化し、情報発信する「留学プラットフォーム事業」、本制度による留学経験者のコミュニティを社会と繋げ、社会にインパクトを生み出す「価値イノベーション人材ネットワーク事業」といった新たな事業の実施を決定しました。

3 大学の国際化

(1) 大学の国際化の意義

コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が回復の兆しを見せ、世界各国が国境を越えた人材獲得を進めています。特に、高等教育を取り巻く国際情勢は、高等教育や学術研究の分野で学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環を活発化させています。また、世界各国で、大学を高度人材育成や科学技術の発展の中核として、国や地域を越えた競争や連携が加速している状況です。

こうした中において、我が国においても、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、世界との調和ある連携ネットワークの形成、卓越した研究力の一層の活用は必要不可欠です。文部科学省としても、世界に開かれた教育研究環境の整備充実やオンラインを活用した学生の双方向交流の促進などを通じて、引き続き大学の国際化を継続して支援しています。

(2) スーパーグローバル大学創成支援事業

平成26年度に開始した「スーパーグローバル大学創成支援事業」においては、我が国の高等教育の国際通用性向上と国際競争力強化の実現のため、世界トップレベルの

大学との連携や大学改革によって徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援しています。

事業開始から9年目となり、各採択大学の国際化の取組が多様な形で進展する中、世界的な国際教育の環境変化に対応するため、我が国の大学の国際化をオールジャパンで促進し、大学の主体的な活動の場として「大学の国際化推進フォーラム」を形成しています。

特に日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「Japan Virtual-Campus」は、個々の大学ひいては我が国の大学全体の国際的価値の向上や経営強化等に貢献するものです。全国の大学が共同利用できる教育コンテンツの整備を加速化し、外国人留学生呼び込みのハブとなる基盤の構築を進める等、国内外の多様な教育コンテンツ等を集積し、多様なスキームを包含するシステムを構築しています。

(3) 大学の世界展開力強化事業

「大学の世界展開力強化事業」は、我が国にとって戦略的に重要な国・地域の大学と、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援するものです。

特に30年度に開始した、国際協働学習方式（Collaborative Online International Learning）を推進する事業は、地理的条件を問わず、チームワークや協働により質保証を伴った学修機会をオンラインで提供する大学間交流です。コロナ禍において、教育の質の伴ったオンライン教育手法として、採択校以外の多くの大学にもその成果を普及しています。

(4) 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）

世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を発揮していく

ことが重要です。

我が国の大学と外国の大学が連携し単一の共同の教育プログラムを開設し、学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与する国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）について、教育研究の質を担保しつつ、大学等の更なる参画を促すため、令和4年8月から制度を改正し、設置認可要件の緩和、収容定員制限の撤廃、国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）などの所要の見直しを行っています。

(5) ユネスコの高等教育の資格の承認に関する規約

アジア太平洋地域においては、締約国間で高等教育の資格を相互に承認・評定する枠組みを整えるユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）が発効し、日本も締結しています。さらに、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮するよう、令和元年の第40回ユネスコ総会にて採択された「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について、日本は4年9月に締結し、5年3月に発効しています。

第5節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ（需要）の高まりなどを受け、81の医学部、29の歯学部、79の薬学部、296の看護学部など、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省と連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。令和4年度は、地域枠（特定の地域等での勤

務等を条件として設定する定員）による増加を含め、全国の医学部の入学定員は計9,374人となりました。

また、薬剤師の養成にあたっては、令和4年8月に「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」を公表し、本内容を踏まえて、5年3月に、薬剤師の地域偏在や地域における需要等を考慮しつつ、7年度以降の6年制課程の薬学部・学科の設置及び収容定員増を抑制することとしました。

(1) 医学教育・歯学教育の改善・充実

各大学では、医学生・歯学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」（平成28年度改訂版）を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。令和4年11月には、医療を取り巻く環境の変化等に対応するため、6年度の入学生から適用する「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」（4年度改訂版）をとりまとめました。

また、大学関係者が中心となり、歯科医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組が進められているほか、医学教育及び歯学教育の質保証のため、医・歯学部を持つ全大学を対象とする分野別評価も進められています。

(2) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（平成25年度改訂版）に沿った教育の確実な定着に向け、学習成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。令和5年2月には、医療を取り巻く環境の変化等に対応するため、6年度の入学生から適用する「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」（4年度改訂版）をとりまとめました。

(3) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっています。このため、大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するよう、各大学のカリキュラム作成の参考として、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための具体的学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年10月に策定・公表しました。これを受けて、各大学において、モデル・コア・カリキュラムを活用した教育の実施に向けた取組が進められています。

(4) がん医療の取組

文部科学省では、「がん対策基本法」に基づく「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）を実現するため、「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」を通じて、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成を進めていきます。

2 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に対応していくためには、大学附属病院において、大学卒業前・卒業後を通じて高度医療を支える人材及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進するとともに、地域医療の最後の砦である大学附属病院の機能を医療安全の確立に努めながら強化することが必要です。

このため、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を支援する「課題解決型高度医療人材養成プログラム」を実施しています。

また、大学附属病院においては、重症者

をはじめとする新型コロナウイルス感染症患者の治療を行うとともに、感染症流行下においても、他疾患を有する患者等に対する高度医療を継続的に提供しています。さらに、今回の経験を踏まえ、感染症分野の高度な知識を身に付けた人材養成も推進しています。

3 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院（専門職学位課程）は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織は一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容は事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策として教育研究活動状況の認証評価の5年以内ごとの受審を義務付け、といった内容を制度的に位置付けた課程です。令和5年4月現在で、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA（ビジネス）・MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等といった多様な分野で計119大学・168専攻が設置されています。社会人学生の比率が約50%であり、社会人教育の推進に一定の成果を挙げています。

（1）法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。法科大学院では、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育が行われており、理論と実務を架橋するものとして、先端的な法領域に関する科目から模擬裁判などの実務的な科目までが開設されています。また、「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、公平性、開放性、多様性という基本的理念の下、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な

分野に修了者を輩出しています。

一方、司法試験合格率や法曹志望者の状況などが当初の見込みと異なるものとなったため、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において示された具体的方策に基づき、30年度までを集中改革期間と位置づけ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による先導的な取組への支援などによる法科大学院改革の取組を進めてきました。

令和元年6月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における審議等を踏まえた「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。この制度改正により、法科大学院において開設すべき科目群を規定した上で、修了に必要な単位数を各科目群ごとに規定するなど、法科大学院教育の充実を図るとともに、2年度からは、法科大学院と法学部等が早期卒業を前提とした教育を行うための協定（法曹養成連携協定）を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、「法曹コース」を法学部等に開設することが可能となりました。また、5年の司法試験からは、一定の要件を満たした場合は、法科大学院在学中の受験が可能となり、法曹志望者の時間的・経済的負担が一層軽減されることとなります。

令和5年4月1日現在では、計40大学において法曹コースが開設され、法学部の早期卒業と法科大学院の既修者コースの修了により、今までよりも約2年早く法曹として活躍することが可能となっています。法科大学院34校における直近の司法試験累積合格率（平成29年度修了者）は70.4%となり、政府目標である累積合格率7割を達成しました。引き続き法科大学院教育の充実を図るとともに、予測可能性の高い法曹養成制度を実現し、新たな制度の下、法曹を志す誰もが、プロセスとしての法曹養成制度を通じて、質の高い法曹となる途を確保していきます。

(2) 教職大学院

教職大学院は、学校現場における広い理解をもち自ら諸課題に積極的に取り組む資質能力を有した新人教員の養成と、学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立ち幅広い指導性を発揮できるスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目的として設立されました。令和4年4月現在、全国に54の教職大学院が設置されています。教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働による教職経験のある実務家教員の配置や、学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会のニーズ（要請）に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。それにより、現職教員学生を除く同年3月修了者の教員就職率が約92.3%と高水準となっていることなど、着実な成果を挙げています。

文部科学省では、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）などを踏まえ、全国に設置された教職大学院が「新たな教師の学び」を支える場となるよう、更なる教育内容の充実・特色化を目指した取組を推進しています。

4 専門職大学

専門職大学は、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する新たな種類の大学として、平成31年に制度化されました。4年制の「専門職大学」、2年制又は3年制の「専門職短期大学」のほか、既存の大学・短期大学に設置する「専門職学科」も制度化され、令和5年4月時点で、専門職大学19校、専門職短期大学3校、専門職学科1学科が設置されています。

専門職大学等では、卒業単位のおおむね3分の1以上を実習・実技とし、長期の企

業内実習等も行うことにより、学生は理論と実践の両方をバランスよく学修するほか、専攻する職業に関連する他分野も学ぶこととしています。これにより、我が国の産業構造の変化が見込まれる中、成長分野において活躍する人材や地域社会の担い手となる人材の養成を目指しています。

文部科学省では、専門職大学等の制度や特色について説明したパンフレット^{*9}を令和5年3月に作成したほか、ウェブサイト^{*10}や制度説明動画^{*11}等、様々な方法で情報発信を行い、国民の皆様への周知に取り組んでいます。

5 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等教育機関として、全国に58校が設置されています。就職志望者の就職率は毎年100%近く、産業界のニーズを捉えた人材を養成しています。近年は、工業化による経済発展を進める国を中心に、高等専門学校教育における15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されています。そのため、国立高等専門学校機構は、各国のニーズを踏まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラムの開発や教員研修などの支援を進めています。また、実験実習を重視した教育が展開されており、新型コロナウイルス感染症流行下においても感染予防のために様々な対策を講じながら、対面授業と遠隔授業を組み合わせた質の高い教育を行ってきました。

6 専門学校の現状と最近の施策

(1) 専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課

^{*9} 専門職大学・専門職短期大学パンフレット 参照：https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_senmon01-100001394_02.pdf

^{*10} 専門職大学・専門職短期大学ウェブサイト 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm

^{*11} YouTube 動画「専門職大学・専門職短期大学 2019年4月スタート」参照：<https://youtu.be/AlgWk1Oo8Ho>

程（専門学校）の生徒数は、令和4年5月現在約58万人で、高等教育機関への進学者のうち22.5%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

（2）最近の施策

企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成26年度から開始しています（令和5年3月現在：1,093校3,165学科）。また、平成30年度には社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「キャリア形成促進プログラム」として認定する制度が創設されました（令和5年1月現在：14校19課程）。さらに、専門学校等における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援に取り組んでいます。